

令和2年11月13日

関係団体 各位

岩手労働局労働基準部  
健康安全課長

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリー  
ガイドライン) のパンフレットの送付について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン)が策定されたところです。

エイジフレンドリーガイドラインには、高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直し等を行うため、事業者及び労働者に取組が求められる事項を示しているものですが、このたび、ガイドラインの周知広報のためパンフレットが作成されたところです。

つきましては、パンフレットを送付いたしますので、貴団体におかれても、このガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体傘下会員等への周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため、各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、パンフレットは岩手労働局ホームページ(下記参照、厚生労働省へリンク)に掲載しておりますので、御活用ください。

※ 岩手労働局HP→労働局について→業務内容→労働基準部→労働基準部健康安全課担当→職場の環境整備(労働衛生関係)→エイジフレンドリー(厚生労働省)→高年齢労働者の安全衛生対策について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/newpage_00007.html)